



東日本大震災におけるアスベスト調査委員会開催要綱

1 目的

地震によって全壊・半壊した建築物等の解体及びがれき処理に伴って、アスベストの飛散が懸念されるため、アスベストによる住民等の健康被害や大気汚染の防止を図ることを目的として「東日本大震災におけるアスベスト調査委員会（以下、「委員会」という。）」を開催する。

2 検討事項

委員会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 被災地におけるアスベスト大気環境濃度調査計画の策定
- (2) 被災地におけるアスベスト大気環境濃度調査結果の評価
- (3) アスベストの飛散・ばく露防止対策の検討
- (4) その他委員会の目的を達するために必要な事項

3 委員の構成

- (1) 委員会には委員長を置く。
- (2) 委員長は、委員の中から事務局が指名する。
- (3) 委員長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 委員会に、専門の事項を検討させるため必要がある時は、専門委員を置くことができる。

4 事務

委員会の事務は、環境省水・大気環境局大気環境課において行う。

5 その他

委員会は、原則として公開とする。なお、特段の理由により会議を非公開とする場合には、議事要旨を公開するものとする。